

令和7年第10回定例公安委員会会議録

開催日時 令和7年3月27日（木）午前11時17分～午後2時52分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時35分

2 出席者

公安委員会 勝部委員長 久本委員 笠田委員

警察本部 野村警察本部長 森本警務部長 渡邊首席監察官
山柘生活安全部長 細田刑事部長 宮田交通部長
永島警備部長 山本警察学校長 永井情報通信部長
生田警務部参事官

（事務局等～柳原公安委員会補佐室長、総務課員）

3 議題事項

4 報告事項

- 令和7年度会計監査実施計画（警務部）
- 鳥取県警察障がい者活躍推進計画の実施状況（警務部）
- 鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画（鳥取県警察特定事業主行動計画）の策定（警務部）
- 警察行政職員活躍推進施策の実施状況（警務部）
- 匿名・流動型犯罪グループ対策室の設置及び発足式の開催（刑事部）
- 令和7年春の全国交通安全運動の実施（交通部）

（1）令和7年度会計監査実施計画（警務部）

警察本部

警察本部長が行う会計監査は、鳥取県警察の行う会計の監査に関する訓令に基づき、年度開始前に会計監査実施計画を作成し、全所属を対象に年1回実施しており、その結果を公安委員会に報告している。

令和7年度会計監査の実施項目について、重点項目は、契約業務に関することとして、契約手続が規定どおり行われ、契約内容に合致した進行管理、検査が適正に行われているかなどを確認する。捜査費の執行及び保管に関しては、証拠書類の点検、執行に係る具体的な状況の対面による聞き取り調査を実施する。旅費業務に関しては、支給漏れや支給額誤りがなく、精算が速やかに行われているかの確認等を実施することとしている。その他の項目として、支出等関係文書の保管整理状況の確認、切手・はがき等の金券類の保管状況の点検、前渡資金を含む現金の保管状況の点検、物品の管理状況及び処分手続の確認等を実施することとしている。会計監査の対象年度については、令和6年度、7年度である。実施項目は各所属の実務に併せ、第1四半期から第4四半期に分けて、本部の監査担当が順次実施する。会計監査を通じて、適正な業務執行を継続していきたいと考えている。

委員

定期的に監査を実施することは、会計の実施状況の是非を把握するために重要なことである。監査の機会を通じて、しっかりと業務の確認をしていただきたい。

委員

公金を扱っていることから、健全な組織運営のためにも、しっかりとした監査をお願いしたい。特に優先順位が低い業務については後処理になることが多く、確認漏れが発生しやすい部分である。厳しい監査をしていくことが、抑止につながるので、よろしく願います。

委員

細部まで確認する必要があるが、緻密な監査業務となるが、一つ一つ確認していただき、適正な業務執行をお願いする。

(2) 鳥取県警察障がい者活躍推進計画の実施状況（警務部）

警察本部

令和元年6月に公布された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、鳥取県警察においても令和2年2月に「鳥取県警察障がい者活躍推進計画」を制定し、計画に基づいて取組を推進してきた。その後、厚生労働省が障害者活躍推進計画の作成指針を改定したこと等に伴い、令和6年10月に新たに制定し、各種取組を継続しているところである。障害者活躍推進計画

に基づく取組の実施状況については、毎年少なくとも一回は公表しなければならない旨の規定があるため、令和6年度の取組状況について報告のうえ、公表させていただく。

障がい者雇用状況について、警察行政職員採用試験を実施しているものの、近年は障がい者の採用には至っていない状況である。一方で、令和3年度以降は、毎年度会計年度任用職員を採用しており、令和7年度においても同様の予定としている。

法定雇用率の達成状況について、令和6年度は、県警察が雇用しなければならない人数は8人であったのに対し、雇用人数は9人で、法定雇用率に対する必要雇用者数を達成している。令和8年7月から法定雇用率が3.0パーセントに引き上げられ、法定人数が9名になる予定であることから、採用を行い、人数の確保を図っていく必要がある。

活躍推進に関して、満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標があり、満足度は、自身がその仕事について満足しているか、ワーク・エンゲージメントは仕事にやりがいがあるかについて、令和7年1月に、障がい者職員を対象としたアンケートを実施した。結果は、満足度については目標の80パーセント以上を超え、良好な結果となった。ワーク・エンゲージメントについても、昨年度と同数値の高い水準で良好な結果となった。

今後も、障がい者の方々が一層働きやすい職場環境構築に向け、推進計画に基づき取組を推進していく。

委員

法定雇用率は達成しているものの、近年採用がないというのは残念な状況である。申込者は毎年あるということで、採用につながればと思う。目標に対する達成度について、ワーク・エンゲージメント、満足度とも高い水準である。アンケートにより把握した内容は、しっかりと対応していただき、やりがいを持って任務に就けるよう、配慮をお願いしたい。

委員

障がい者の雇用については、それぞれの障がいに応じて何らかの工夫が必要である。民間企業に視察に行った際、ペアでできる仕事をお願いするなど、工夫が見られ、大変参考になった。障がいのある方が、職場の配慮を受けて働かれていることをアピールできたら、採用試験の応募者が増えてくると思う。

委員

採用人数を増やすことが課題であるので、引き続き対策をお願いする。

(3) 鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画（鳥取県警察特定事業主行動計画）の策定（警務部）

警察本部

本県警察においては、令和2年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画のほか、働き方改革、女性職員の活躍及び全職員のワークライフバランスを推進するための総合的な計画として「鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画」を策定し、各種施策に取り組んでおり、年に1回、推進計画に基づく取組の実施状況について公表を行うこととしている。計画期間は5年間であり、令和7年4月1日から新たな計画を策定し、取組を継続していく。

推進方策については、各所属長が中心となって全職員に周知することにより、推進計画に関して職員からの提案を受ける等して進めていくというのも大事なポイントである。また、推進計画の進捗状況については、警務課企画室において随時分析、評価等を行い、各種施策の企画、実施に反映させるほか、必要に応じて推進計画の見直しを行いながら進めていく。

計画の内容については、「働き方改革に関するもの」、「女性職員の活躍推進に関するもの」、「ワークライフバランスの推進に関するもの」、「その他次世代育成支援に関するもの」の4つが主な柱となっている。推進計画内の数値目標について、まず、女性警察官の割合については、令和12年当初までに全警察官に占める女性警察官の割合を14パーセントとする目標を設定した。年次有給休暇等の平均取得日数については、現行計画が17日であるところ、令和3年以降目標を達成しており、令和5年、6年は19日を上回っていることから、従来どおり夏季特別休暇5日間を含めて年間20日以上を目指すこととしている。配偶者出産休暇及び育児参加休暇合計の取得率については、現行計画では4日以上取得率100パーセントを目標として掲げていたところ、令和3年度以降高い数値を維持しており、男性職員の家庭生活への参画を更に推進するため、1日増やし、合計5日以上取得率100パーセントを目指すこととしている。男性職員の育児休業取得率については、現行計画では取得率60パーセントを目標として掲げていたところ、令和3年度に85パーセントと目標を大きく上回り、それ以降も高い水準を維持していることから、これを踏まえて、2週間以上の取得率85パーセントを目指すこととしている。職員一人当たりの月平均時間外勤務については、次世代育成支援対策推進法の改正に伴い追加となった項目であり、令和5年及び6年の超過勤務時間について分析し、月平均18時間と目標設定したものである。引き続き、新たな目標設定に対する取組を推進していく。

委員

推進方策の中の提案制度や相談窓口、ピアサポート制度があるのは心強いことである。鳥取県警察は、上司の理解があり、職場の雰囲気もよく、職員自身も家庭を大切にしようという意識が高いと思う。数字だけで見るのは難しいが、プライベートの部分が充実すると、仕事にしっかりと打ち込むことができると思う。

各職員の人生設計について、しっかり聞き取っていただき、配慮を続けていただきたい。

委員

本件について、鳥取県警察は組織全体で非常によく努力されていると感じている。日本では少子化が進んでおり、国難と呼ばれているが、ワークライフバランスは非常に大きな課題であり、しっかり取り組んでいかなければならない。今回が第三次の計画ということで、第一次、第二次ですばらしい成果を出されていることから、更に頑張っていたきたい。職員全体のモチベーションアップにつながれば、リクルート活動でもPRでき、県民の信頼にもつながるなど好循環となる。全国のトップランナーとして、範を示していただきたい。

委員

女性警察官の割合が増えてきているが、ロールモデルとなる女性警察官が増えていけば、目標を持って仕事をすることができると思う。育児休業は、後ろから背中を押してあげないと取得しづらいが、鳥取県警察ではしっかりと後押しできていると感じた。新たに追加となった、月平均18時間の時間外勤務目標については、全体のバランスを考えながら柔軟な仕事をするなど、工夫していく必要があると感じた。

(4) 警察行政職員活躍推進施策の実施状況（警務部）

警察本部

警察行政職員の活躍推進では、「警察行政職員の活躍に向けた基本方針」に基づく取組を具体的に推進するため、年度当初に推進計画を策定し、年度末にその取組結果を踏まえた上で、次年度の推進計画を策定することとしている。

令和6年度中の主な取組として、「意識改革の推進」では、採用時や昇任時に各種研修を行っており、その中で、職員同士で意見交換をすることにより、本施策の理解促進及び意識の共有を図っている。次に、「人材育成」では、令和7年度の定期人事異動において、将来のキャリア形成に役立つよう将来を見据えた人事配置を行った。次に、「業務・環境改善」では、令和7年度に向けた組織改正において、職員の採用から育成までを一元的に行うため、警務課と人材育成課を統合し、附置機関「人材戦略室」を新設し、また、会計課庶務集中室の体制を見直し、物品契約官の事務取扱となっていた庶務集中室長ポストに実員を配置するなど、業務の合理化・効率化を図った。

これら令和6年度の取組結果を踏まえ、令和7年度の推進計画を策定したところであるが、令和7年度においても令和6年度と同様に、基本方針の3本の柱である「意識改革の推進」、「人材育成」、「業務・環境改善」がより実効性のあるものとなるよう、引き続き取り組んでいくこととしている。

委員

3本の柱ごとに具体的な施策を推進計画として策定されている。警察行政職員は、組織の運営に関する業務を行っておられ、警察官の方が安心して任務にあたるためには重要な役割だと思う。警察行政職員と警察官が相互理解を深めることは大切であり、様々な機会を通じて交流していただくことが必要だと思う。

委員

平成28年から名称を警察行政職員に変更し、県警察の両輪である警察行政職員の方を活性化、強化してこられた。民間から見たらうらやましい施策であり、県警全体で人を生かしていく気運が感じられる。必要なポストに警察行政職員をしっかりとあてていただき、人材強化をお願いしたい。

(5) 匿名・流動型犯罪グループ対策室の設置及び発足式の開催（刑事部）

警察本部

匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺、強盗、窃盗、悪質リフォーム事犯等の様々な事案に関与して資金を獲得しており、従来通りの手法では、その組織構造や指揮の流れを解明し、有効な対策を講じるということは困難であることから、警察組織全体として、戦略的に対策を講じなければならない。また、その対策を効果的に行うために、警察組織を挙げた部門横断的な情報共有、実態解明等を推進する必要がある。

この情勢を受け、実態解明・戦略的な取締りを強化するため、本年3月24日、捜査第二課の附置機関として新たに「匿名・流動型犯罪グループ対策室」を設置した。対策室には4つの係を配置するとともに、部門横断的な体制として、刑事部、生活安全部及び警備部の捜査員を配置した。また、今回の組織再編において、鳥取警察署及び米子警察署の刑事第二課に特殊詐欺対策を担当する捜査第三係が新設されることとなっており、各警察署と連携しながら実態解明及び戦略的な取締りを推進していく。

対策室の発足式については、4月1日午後2時から警察本部第4会議室において報道関係者を入れて開催することとしている。発足式では、本部長のほか刑事部長、関係所属長及び匿名・流動型犯罪グループ対策室長以下の対策室員が出席し、本部長訓示を受ける予定としている。

委員

トクリュウへの対応は全国的な連携が必要だと感じるので、情報共有していただき、組織の撲滅に向けて頑張ってください。

委員

トクリュウに関しては、無慈悲で恐ろしい事件が報道されており、県民の体感治安を下げる要因となっている。対策室ができることは県民にとって有り難い知らせである。県民の安心につながるような、しっかりした活動をお願いする。

委員

新聞を読んでいると、トクリュウに関する記事が連日掲載されている。最近では、海外でもトクリュウの話が出てきており、対策を頑張っていたきたい。

(6) 令和7年春の全国交通安全運動の実施（交通部）

警察本部

令和7年春の全国交通安全運動は、4月6日から15日までの10日間実施する。本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を目的として行われる。運動重点については、「子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践」、「歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進」、「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底」の3点となる。期間中の交通安全日として、4月10日が全国一斉の「交通事故死ゼロを目指す日」、4月15日が鳥取県交通対策協議会により定められた「交通安全にみんなで参加する日」及び「交通マナーアップ強化日」となっている。県警察としては、関係機関と連携し、県民の交通安全意識の向上と事故防止を図っていく。

期間中の行事予定については、各警察署において出発式等が行われる予定であるが、運動実施に先立ち、4月4日に鳥取警察署と倉吉警察署が運動の開始式を実施、4月6日には境港警察署が水木しげるロードで交通安全啓発パレードを実施、4月7日には米子警察署が米子市公会堂で米子市と協働で交通安全運動推進式を実施する。重点に沿った取組としては、子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践関係では、保育園や小学校等において、交通安全教室を実施するほか、米子警察署では一斉横断歩道ストップキャンペーンとして、米子市内の全小学校の通学路に警察官を配置し、登校児童の横断指導及びドライバーに対する横断歩道での歩行者優先などの広報啓発を行う。「歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進」関係では、道の駅、商業施設などにおいて街頭広報を実施するほか、安全運転管理者選任事業所を訪問し、事業所における交通安全意識の高揚を図る。「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底」関係は、鳥取警察署が4月5日に行われる鳥取

大学の入学式会場において、新入学生など約1,600人を対象に自転車の安全利用等を目的とした交通安全講習を実施する。その他警察本部少年・人身安全対策課、交通企画課においては県の高等学校課と連携し、JR鳥取駅において、通学中のマナー向上及び自転車のヘルメット着用等交通ルールの遵守を目的とした街頭広報を実施することとしている。

委員

春の全国交通安全運動ということで、私も例年新1年生の下校見守りサポートを行っているが、子どもの動きは予測がつかないと感じている。ドライバーには、子どもはどんな動きをするか分からないという意識を持って運転していただきたい。それに伴い、例年把握されていることと思うが、鳥取県内の危険箇所を把握し、しっかりと点検をお願いしたい。

委員

数年前に調査数値が公表されてから、横断歩道の手前で停止する車は大幅に増えてきたと体感している。自転車ヘルメットに関しては、義務化になって進んできていると思うが、交通ルールの遵守も含めて広報には根気がいると感じており、しっかり啓発していただきたい。子どもの命は大人が守るものであり、特に通学路は重点的に巡回していただき、事故を出さないようにしてほしい。

委員

住んでいる地域で改めて注意して見てみると、パトカーによるレッド走行を十分にいただいていると感じることができた。パトカーが走行していることにより、交通ルール遵守の意識が高まることから、今後も積極的に巡回していただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取3件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞2件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

- ・鳥取県警察障がい者活躍推進計画の実施状況
- ・鳥取県警察職員ワークライフバランス等推進計画の策定

4 報告事項

5 決裁

- ・警察職員等の援助要求
- ・少年指導委員の委嘱について
- ・犯罪被害者等給付金支給裁定申請書の受理

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。